

葛城市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、葛城市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）

第 1 1 条第 4 項の規定に基づき、葛城市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第 3 条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、企画部長をもって充てる。
- 3 事務局員は、企画部企画政策課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第 6 条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、市において定められている公印の取扱いの例による。

（その他）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	形 状	書 体	寸 法	用 途	個 数	管 理 者
葛城市地域公共交通活性化協議会会長之印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 印 協 共 葛 議 交 交 城 会 通 通 市 会 会 活 地 長 長 性 域 之 之 化 公 </div>	てん書	方 2 4 ミ リメート ル	会長名を もって発 する文書	1	事務局長